

確定給付企業年金の残余財産移換等事務

事務処理要領

令和4年6月

企業年金連合会

目次

1. 確定給付企業年金の終了について	1
2. 終了制度加入者等とは	2
3. 残余財産移換等事務	3
(1) 事務処理の流れ	4
(2) 移換申出	4
(3) 残余財産の移換をする前に（通知準備）	5
(4) 【仮】通知処理について	7
「終了制度加入者等残余財産移換通知データ」の作成要領	9
(5) 通知の取扱い	15
(6) 移換通知について	15
① 「終了制度加入者等残余財産移換通知書」（様式第16号）記入方法	16
② 「終了制度加入者等残余財産移換通知書」（様式第16号付表）記入方法	17
(7) 通知受理書	19
(8) 残余財産の移換	21
(9) 終了制度加入者等へのお知らせ	21
(10) 裁定請求について	21
4. 残余財産分配金のご案内文書について	22
5. 残余財産分配金の移換前死亡者について	30
6. 各種問合せ先	32
7. 付録 企業年金連合会ホームページに掲載されている「年金試算シミュレーション」 へのアクセス方法	34

1. 確定給付企業年金の終了について

確定給付企業年金が制度終了した場合、加入者等に分配される残余財産を、本人の希望により企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移換し、年金化することが可能となっています。

【公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）】

（終了制度加入者等に係る措置）

附則 第47条の1 終了制度加入者等（改正後確定給付企業年金法第九十一条の二十項に規定する終了した確定給付企業年金の事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。）は、終了した確定給付企業年金の清算人に改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定により終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において「残余財産」という。）の存続連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、前項規定による申出があったときは、存続連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 存続連合会は、前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、当該移換金を原資として、政令で定めるところにより、当該終了制度加入者等又はその遺族に対し、存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うものとする。
- 4 存続連合会が第二項の規定により残余財産の移換を受けたときは、改正後確定給付企業年金法第八十九条第六項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。
- 5 存続連合会は、第三項の規定により存続連合会老齢給付金又は存続連合会遺族給付金の支給を行うこととなったときは、その旨を当該終了制度加入者等又はその遺族に通知しなければならない。
- 6 前条第六項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

【企業年金連合会規約】

第69条 平成25年改正法附則第47条第1項の規定による終了制度加入者等に分配すべき残余財産（以下この条において単に「残余財産」という。）の移換の申出を受けた清算人は、別に定める書類を作成し、当該申出を受けた後すみやかに連合会に提出するものとする。

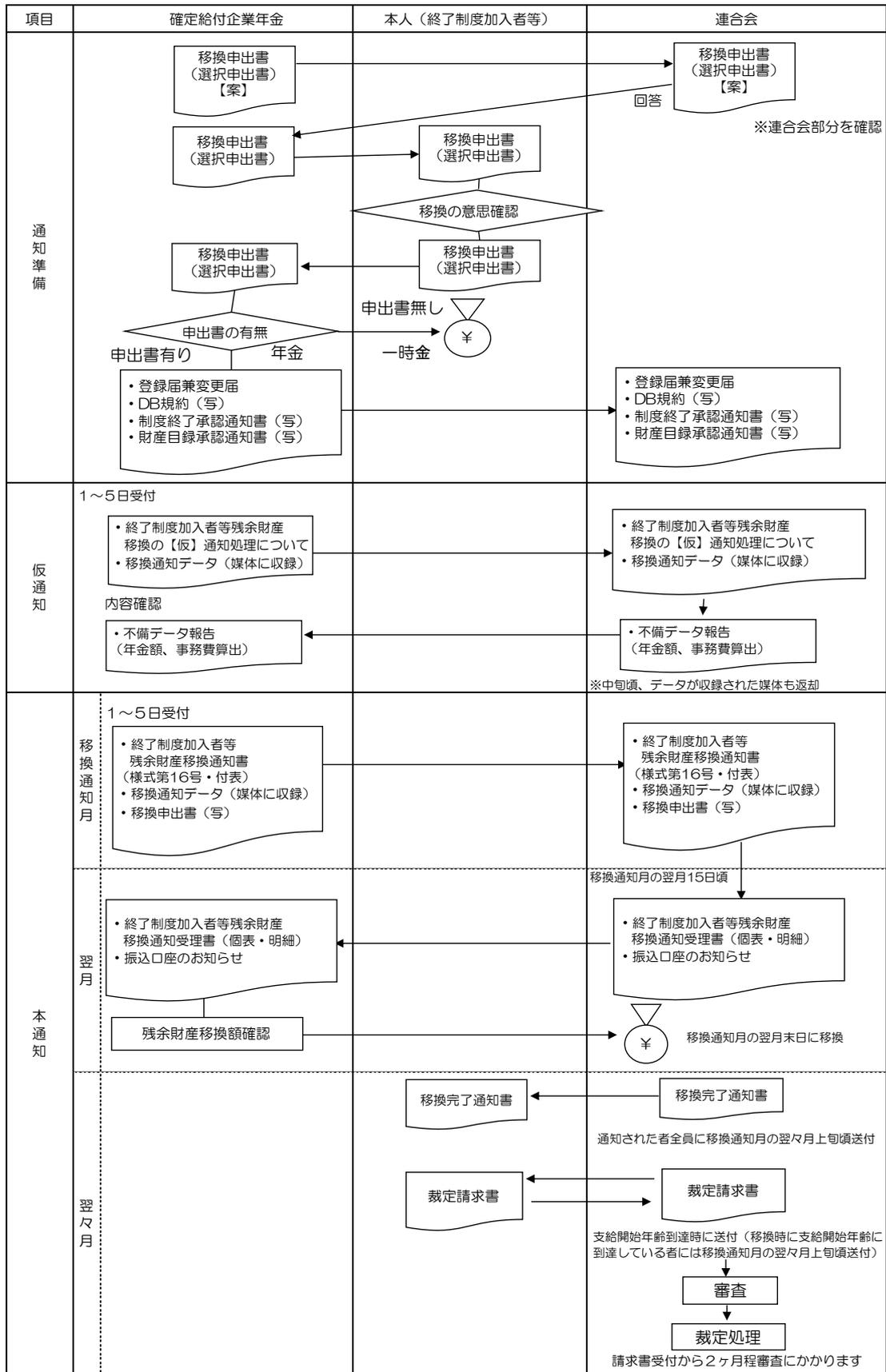
2 当該終了した確定給付企業年金の資産管理運用機関等は、清算人が、連合会が前項の書類を受理した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の属する月の末日までに、連合会に残余財産を移換しなければならない。

3 連合会は、前項の規定による残余財産の移換を受けたときは、平成25年改正法附則第47条第5項の規定による通知をするものとする。

2. 終了制度加入者等とは

確定給付企業年金の制度終了した日において、当該確定給付企業年金を実施する事業主等（企業年金基金を含む。以下同じ）が、老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者を「終了制度加入者等」といいます。

3. 残余財産移換等事務



(1) 事務処理の流れ

事務は大きくわけて「通知準備」、「仮通知」、「本通知」の3つに分類されます。終了制度加入者等から連合会への移換の申出を受けた確定給付企業年金の清算人は、連合会に移換の申出があった旨を通知します。事務処理上、本番処理となる通知を「本通知」、本通知がスムーズに行われるよう「本通知」の前月に行う処理を「仮通知」とよびます。

(2) 移換申出

残余財産分配金を連合会に移換することを希望する者は、清算人にその旨を申出する必要があります。連合会への移換については、**本人の選択**となりますので、**必ず移換の意思確認（一時金として受け取るか、または連合会に移換し将来年金とするか）を行ってください。**（死亡者に係る残余財産分配金については、連合会が移換を受けて給付することはできません。）

ご案内する際には、以下の内容を明記するとともに、**案内する内容については、事前に当連合会担当部署（年金記録課 年金記録係）に確認してください。**（「4. 残余財産分配金のご案内文書について」を参照、制度の詳細はP25「通算企業年金のご案内」を参照）

—明記する内容—

- ・通算企業年金は、**保証期間付終身年金**であること。
- ・通算企業年金は、移換した残余財産分配金から定額事務費（1,100円）および定率事務費（上限33,000円）を控除した額を基準に年金額を算出すること。
また、移換する残余財産分配金の額が、定額事務費（1,100円）以下の場合、連合会への移換ができないこと。
- ・通算企業年金は「生年月日に応じて60歳から65歳の間（支給開始年齢に到達した月の翌月分から）」および「**支給開始年齢に達している方は、残余財産分配金を移換した月の翌月分から**」支給するものであること。
- ・60歳以降であれば、本来の支給開始年齢より繰上げて受給することもできるが、通算企業年金の額については減額になること。
- ・**通算企業年金の支給開始時期まで一時金への選択替えを行うことはできないこと。**
- ・保証期間は、年金支給開始年齢から原則80歳に達するまでの期間のことを指し、裁定請求時または保証期間内に病気や災害などの理由がある場合には選択一時金を、年金支給開始年齢前または保証期間内に亡くなられた場合には死亡一時金を受取ることができる。

なお、選択一時金については、裁定請求時に全額選択一時金を選択された場合、死亡一時金については、年金支給開始年齢前に亡くなられた場合は、事務費控除後の残余財産分配金が**最低保証額**として保証されるが、**年金支給開始後に全額**

選択一時金を選択された場合、または年金支給開始年齢後に亡くなられた場合の死亡一時金については、残余財産分配金をお預かりしてから選択一時金や死亡一時金をお受取りになるまでの期間が短い場合は、お預かりした金額を下回る場合があること。

- ・年金額の多寡に係らず一律7.5%相当が課税され、復興税も併せて源泉徴収されること。(扶養親族等申告書は提出できません)

(3) 残余財産の移換をする前に(通知準備)

残余財産の移換をする場合は、事前に以下の4点をご提出ください。

① 「登録届兼変更届」

中途脱退者の脱退一時金相当額移換の際に、すでに登録済の場合においてもご提出ください。

なお、初めて登録される場合は、以下の書類も必要となります。

- ・規約番号または基金番号の確認ができる書類(写)
- ・規約承認年月日または設立認可年月日が確認できる書類(写)

※複数の実施事業所の事業主が共同で規約型確定給付企業年金を実施する場合は、**代表となる事業主名で登録してください。**

② 「確定給付企業年金規約」の写し

③ 「規約型企業年金終了承認通知書」の写し、または「基金型企業年金解散認可通知書」の写し※制度終了の申請をした後、送付されてくる通知です。

なお、規約の失効等の届出書を提出した場合はその届出書の写しをご提出ください。(例:「規約型企業年金の規約の失効の届出書」)

④ 「財産目録等承認通知書」の写し

!! 注意 !!

仮通知月までに財産目録等の承認を受けるようお願いいたします。承認の確認がとれない場合は残余財産の移換を行うことができませんのでご了承ください。

◎ 様式のダウンロードについて

制度終了に伴う事務処理において必要な様式は企業年金連合会のホームページからダウンロードして下さい。

アドレス : https://www.pfa.or.jp/user_unei/ijukan/ijukan08.html

確定給付企業年金の残余財産移換等事務

【登録届兼変更届】

企業年金連合会
年金サービスセンター長 行

登録届兼変更届（終了制度）

項目	内容	変更箇所
規約番号・基金番号		
確定給付企業年金実施事業所又は企業年金基金の名称（規約型にあっては代表となる事業所名称）	(フリガナ)	
担当部署名		
所在地		
電話番号		
総幹事受託機関（資金決済業務を委託している受託機関）の名称		

* 上記の内容に変更があった場合は、変更した項目の「変更箇所」に○印を付し、「内容」欄に変更後の内容を記入してください。

西暦にてご記入
ください。

西暦 年 月 日

押印不要です

確定給付企業年金実施事業所又は企業年金基金の名称

確定給付企業年金実施の代表清算人名又は企業年金基金の清算人名

(4) 【仮】通知処理について

目的

残余財産データを連合会マスタと突合した場合に、基礎年金番号、死亡等のエラーチェックを行うことにより、本通知がスムーズに行われるよう仮通知処理を行っています。

★複数の実施事業所の事業主が共同で規約型確定給付企業年金を実施する場合は、**代表となる清算人**が通知を行ってください。

手順1：残余財産移換通知の仮データ作成

「終了制度加入者等残余財産移換通知データ」のファイルレイアウトを参照（P 9～14）して仮データ（CD-R等の媒体に収録）を作成し、「終了制度加入者等残余財産移換の【仮】通知処理について」を添えて依頼してください。

手順2：仮データの電算処理

仮データの電算処理後、不備データの報告を行います。

手順3：仮データの内容修正等

仮データの結果報告の不備内容の調査をし、残余財産通知前までに全ての記録の修正を行ってください。

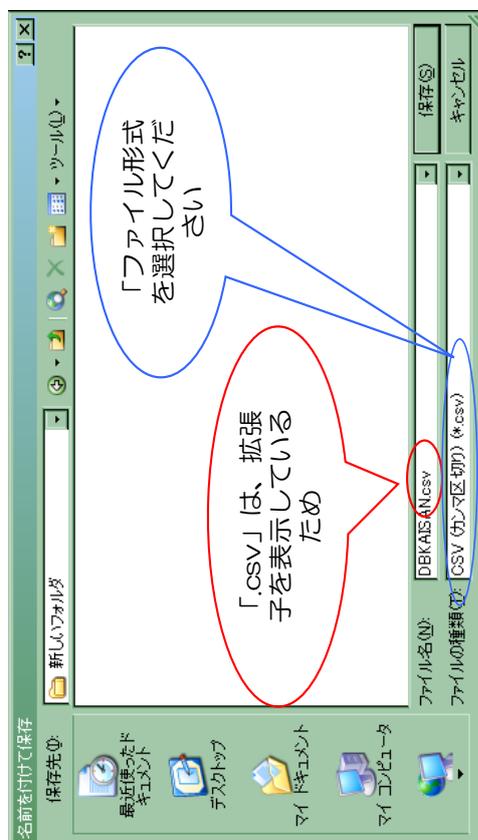
手順	事務	内容	時期
1	残余財産【仮】データ提出	・「終了制度加入者等残余財産移換の仮通知処理について」 ・「終了制度加入者等残余財産移換【仮】通知データ」	通知を予定している月の前月1～5日までに連合会へ提出
2	残余財産【仮】データ処理	・不備データ報告	処理後、事業主等へ送付
3	データ修正	・データに不備があった場合は、修正	残余財産通知まで

【「終了制度加入者等残余財産移換通知データ」の作成要領】

1. ファイル形式

CSV形式（データを項目ごとに、「, :カンマ」で区切ったファイル形式）で作成してください。

※EXCEL（エクセル）でデータ作成をした場合、ファイル形式を「CSV（カンマ区切り）」で保存することによってファイルが作成できます。



2. ファイル名 (アルファベット)

「DBKAISAN」 (半角)



3. 1 枚にデータが収まらないとき

正常に終了しないので、容量に見合うだけの件数を書き込み、同じ様式で 2 枚目以降の電子媒体 (CD-R または FD) を作成してください。

4. ファイルレイアウト

※ 項番1のデータから入力してください。
 ※ 関係のないところで「スペース（ゴミ）」を入力しないでください。

項番	項目	区分	桁数	内容
1	データ識別区分	半角	2	'54' を固定
2	漢字判定区分	半角	1	'3' を固定
3	移換通知年月日	半角	8	申出年月日を西暦でセット (15日でセット) (例) 平成23年8月15日 ⇒ 20110815 ※ 既通知の場合は、本通知を予定している年月日を記載してください。
4	基金番号又は規約番号	半角	～6	基金番号又は規約番号を6桁以内…上位0省略可 (例) ○基金XXXXXX ○規XXXXXX ※ 下線部分の番号を入力してください。
5	基礎年金番号	半角	10	記号4桁、番号6桁の10桁 ※ 前「0」の場合は、メモ帳にてCSVファイルに前「0」入力されたことを確認してください。
6	生年月日	半角	8	西暦で8桁
7	性別	半角	1	男性＝1、女性＝2
8	氏名 (カナ)	半角	～20	姓と名の間に必ず半角SPACE1桁を入力する ※ 小さな文字入力 (例: yaa) ができないため大文字入力 (例: Yaa) で入力してください。 外国人の場合はカナがアルファベット (半角大文字) で入力する 海外居住者で項番14の住所がアルファベットの場合はアルファベットで入力する
9	氏名漢字有無区分	半角	1	項番10の加入者氏名 (漢字) がある場合は '1' を、無い場合は '2'、
10	氏名 (漢字)	全角	～10	氏名は姓と名の間に必ず全角SPACE1桁を入力する 原則として、外国人及び海外居住者は空欄
11	氏名区分	半角	1	※ 「高、崎」等は住所氏名不完全警告リストとしてエラーになるため、簡単な「高、崎」入力をしてください。 日本人の名前…0 それ以外…1 ※ 外国人の場合は、それ以外「1」を入力してください。 ※ (注1) 参照
12	住所状態区分	半角	1	項番14の住所の状態を入力する 住所の文字が半角の場合＝1 住所の文字が全角の場合＝2
13	郵便番号	半角	7	続けて7桁で入力する 海外居住者は '9999999' と入力する ※ 前「0」の場合は、メモ帳にてCSVファイルに前「0」入力されたことを確認してください。
14	住所	半角 または 全角	～100	項番12の状態区分が '1' の場合は半角100文字以内、'2' の場合は全角50文字以内 海外居住者はアルファベット (半角) ※ アルファベットの組合、半角大文字入力をしてください。 (小文字の入力は×) ※ ローマ数字「I II III」入力は住所氏名不完全警告リストとしてエラーになるため、「123」入力をしてください。
15	残余財産の額	半角	～9	移換する残余財産額
16	本人拠出相当額	半角	～9	移換者本人が負担した掛金が有る場合は本人拠出相当額 移換者本人が負担した掛金が無い場合は '0' を入力する
17	残余財産額の算定基礎期間	半角	～3	移換する残余財産額の算定の基礎となった期間 (月数)
18	資格取得年月日	半角	8	西暦で8桁
19	資格喪失年月日	半角	8	西暦で8桁

(注1) カナであっても氏名区分が「1」の組合が「1」の組合の例
 <例1> ヤマカ ヲケル タウ (ミドルネームがあるためSPACEが2つある場合)
 <例2> ヲケル タウ (「ー」を使用した場合)

② エクセルで作成します。

入力は、1行目からになります。

ファイルの保存は「CSV形式」、ファイル名は「DBKAISAN」です。

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
1	54	3	20110715	999999	0123456789	19630804	2	蓮合 華子	0	2	1050011	港区 芝公園 2-4-1		123074	0	87	20020401	20090630	
2	54	3	20110715	999999	1234567890	19630702	1	高橋 連	0	2	2020001	横浜市 西区 湯里 5-18-11		1514401	0	234	19900104	20090630	
3	54	3	20110715	999999	2345678901	19690627	1	徳永 剛	0	2	0114567	横浜市 西区 西庄町 2-23-5		2666736	0	280	19660301	20090630	
4	54	3	20110715	999999	3456789012	19661216	2	川崎 海	0	2	3586589	横浜市 桜が丘 34-6	今川 輝方	918601	0	219	19910401	20090630	
5	54	3	20110715	999999	4567890123	19600825	2	蓮合 良	0	2	6122652	高松市 大喜多町 45 UFコーポ1-103		205284	0	124	19990329	20090630	
6	54	3	20110715	999999	5678901234	19741225	1	BOB FRED	2	1	9999999	SHAFMATTWEG35-5289-BINNINGEN-SWITZERLAND		4425100	0	132	20050701	20100301	

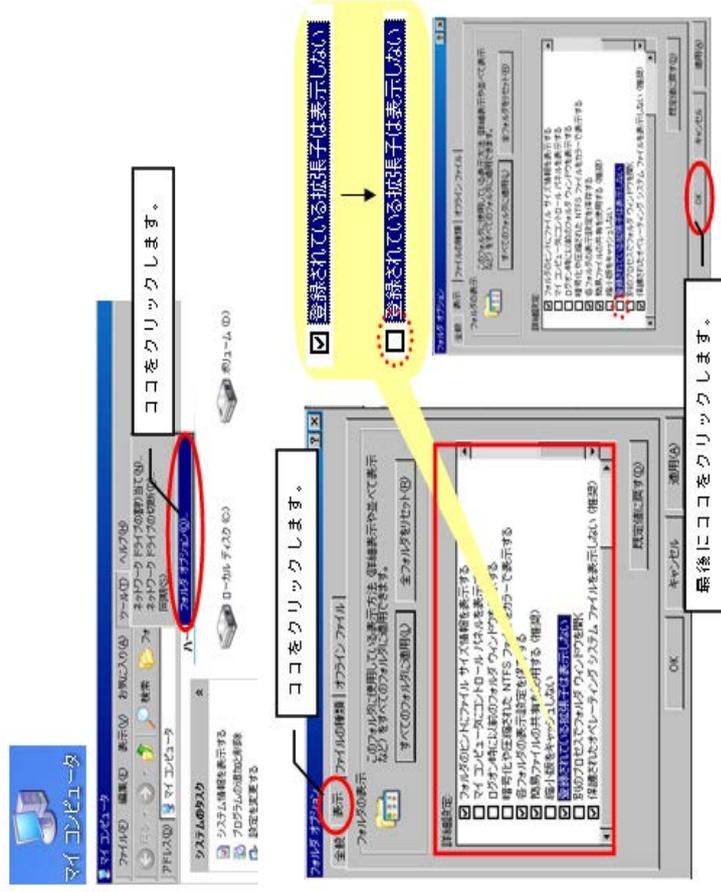
③ CSV形式で保存したファイルをメモ帳で開いて、確認します。

入力をしなかった項目は、「, : カンマ」が続きます。

54,3,20110715,999999,0123456789,19630804,2,蓮合 華子,0,2,1050011,港区 芝公園 2-4-1,123074,0,87,20020401,20090630
54,3,20110715,999999,1234567890,19630702,1,高橋 連,0,2,2020001,横浜市 西区 湯里 5-18-11,1514401,0,234,19900104,20090630
54,3,20110715,999999,2345678901,19690627,1,徳永 剛,0,2,0114567,横浜市 西区 西庄町 2-23-5,2666736,0,280,19660301,20090630
54,3,20110715,999999,3456789012,19661216,2,川崎 海,0,2,3586589,横浜市 桜が丘 34-6,918601,0,219,19910401,20090630
54,3,20110715,999999,4567890123,19600825,2,蓮合 良,0,2,6122652,高松市 大喜多町 45 UFコーポ 1-103,205284,0,124,19990329,20090630
54,3,20110715,999999,5678901234,19741225,1,BOB FRED,2,1,9999999,SHAFMATTWEG35-5289-BINNINGEN-SWITZERLAND,4425100,0,132,20050701,20100301

【参考】 拡張子の確認方法

- ① デスクトップにある「マイコンピュター」をダブルクリックします。
- ② メニューからツールを選択し、「フォルダオプション」をクリックします。
- ③ 「表示」タブを選択し、「詳細設定」の中から「登録されている拡張子は表示しない」を選択し、「表示しない」という項目を探します。
- ④ チェックボックスを外してクリックしてチェックを外します。
- ⑤ チェックを外したら「OK」をクリックします。



(5) 通知の取扱い

本人から清算人への申出が終了し、残余財産【仮】通知が終了した後、【本】通知を行って下さい。連合会では、原則、**仮通知月の翌月1～5日**までに通知された分を当月分として、処理を行います。

(6) 移換通知について

移換通知は、次の書類及びデータを添えて通知してください。

- ① 「終了制度加入者等残余財産移換通知書」(様式第16号)
- ② 「終了制度加入者等残余財産移換通知書」(様式第16号付表)
- ③ 「終了制度加入者等残余財産移換通知データ」
- ④ **分配金選択申出書(終了制度加入者等残余財産移換者)の写し**

※なお、データで管理されている場合はデータも一緒にご提出ください。

また、申出書の提出前に本人へ提示した案内文書の見本の提出もお願いします。

- ⑤ **企業年金連合会へ通知した移換前の死亡者に対する残余財産額の返還の同意について**

★③の「終了制度加入者等残余財産移換通知データ」は、仮通知の際に作成したデータ(不備があった場合は修正したもの)を指します。フォーマットについては、P9～14をご覧ください。

★複数の実施事業所の事業主が共同で規約型確定給付企業年金を実施する場合は、**代表となる清算人**が通知を行ってください。

①「終了制度加入者等残余財産移換通知書」（様式第16号）記入方法

項目	記入方法
申出件数	移換する合計の件数を記入してください
移換金額	移換する残余財産の合計金額を記入してください
・通知年月日 ・規約番号 ・住所 ・事業所名称又は基金名称 ・代表清算人又は清算人名	左記の項目を記入してください。なお、複数の実施事業所の事業主が共同で規約型確定給付企業年金を実施する場合は、代表となる清算人の名称を記入してください（押印不要です）

【様式第16号記入例】

「A4判タテ」

様式第16号

終了制度加入者等残余財産移換通知書

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第47条第1項の規定により、添付の終了制度加入者等から残余財産の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

申出件数 件
移換金額 合計 円

西暦 年 月 日

通知する月の1～5日を記入してください。

確定給付企業年金の規約番号又は基金番号を記入してください。

規約番号又は基金番号
第 号

住所

事業所名称又は基金名称

事業主名称又は清算人名

企業年金連合会理事長 殿

押印不要です

②「終了制度加入者等残余財産移換通知書」（様式第16号付表）記入方法

項目	記入方法
規約番号又は基金番号	6桁の規約番号又は基金番号を記入してください (6桁に満たない場合は上位「0」は省かないでください)
通知年月日	移換通知する年月を記入してください (15日設定)
基礎年金番号	記号4桁、番号6桁の10桁で記入してください
加入者氏名 (カナ)	20文字以内で記入してください なお、海外居住者はアルファベットで記入してください
加入者氏名 (漢字)	10文字以内で記入してください なお、海外居住者は空欄でお願いします
性別	該当する性別を○で囲んでください
生年月日	西暦で生年月日を記入してください
加入資格取得年月日 (*)	西暦で 最初 の加入資格取得年月日を記入してください
加入資格喪失年月日 (*)	西暦で 最終 の加入資格喪失年月日を記入してください
算定基礎期間	残余財産額を算定する基礎となった期間を月数で記入してください
残余財産の額	移換する残余財産額を記入してください
本人拠出相当額	本人拠出分の掛金がある場合、記入してください
住所	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便番号…3桁- (ハイフン) 4桁で記入してください。なお、海外居住者は999-9999と記入してください ・住所…漢字住所は50文字以内で記入してください。なお、海外居住者はアルファベットで100文字以内で記入してください

(*) 加入資格取得年月日および喪失年月日については、確定給付企業年金規約をご確認下さい。

【様式第 16 号付表記入例】

様式第 16 号付表

終了制度加入者等残余財産移換通知書 (付表)

規約番号又は基金番号	456789	通知年月日 (西暦)	西暦〇〇〇〇年〇〇月15日					
項番	基礎年金番号	加入者氏名 (カナ)	加入者氏名 (漢字)	性別	生年月日 (西暦)	加入資格取得 年月日 (西暦)	加入資格喪失 年月日 (西暦)	算定基礎期間
	残余財産の額	本人拠出相当額	〒	住所				
1	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1,000,000	スズキ タロウ 100,000	〒 160-0023	東京都新宿区西新宿〇-△-x	男 1 女 2 1970.7.5	2015.5.1	2018.5.1	36
2	1 2 3 4 0 9 8 7 6 5 300,000	ヤマダ ハナコ 0	〒 105-0011	東京都港区芝公園2-4-1 パークビル10F	男 1 女 2 1980.10.2	2015.5.1	2018.5.1	36
3			〒					
4			〒					
5			〒					
6			〒					
7			〒					
8			〒					
9			〒					

西暦にて最初の資格
取得年月日を記入

西暦にて最終の資格
喪失年月日を記入

(7) 通知受理書

毎月5日までに移換通知を行い、連合会にて受理された者については、「終了制度加入者等残余財産移換通知受理書」(様式第17号)、「終了制度加入者等残余財産移換通知受理書」(様式第17号付表)、「振込口座のお知らせ」を、通知月の翌月15日頃に確定給付企業年金事業主等(規約型にあっては代表となる清算人)へ送付いたします。

【様式第17号の見本】

様式第17号	企年連発第	号	
終了制度加入者等残余財産移換通知受理書			
〇〇〇企業年金基金 (または〇〇〇株式会社 確定給付企業年金)			
清算人 〇〇 〇〇 殿			
公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第47条第1項の規程による残余財産移換申出のあった終了制度加入者等に係る移換通知書を受理しましたので、下記残余財産を当月末までに当連合会あてに移換してください。			
記			
規約番号又は基金番号	第 100001 号		
項目 性別	件 数	通算企業年金額	残余財産の額 (うち、事務費)
男 子	440	262,785,486	3,052,982,655 (42,820,228)
女 子	70	6,335,867	891,349,234 (3,387,228)
合 計	510	269,121,353	3,944,331,889 (46,207,456)
西暦 〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日			
企業年金連合会 理事長			

(8) 残余財産の移換

通知受理書を受けた月末に残余財産の移換を行っていただきます。

① 移換の指図

「終了制度加入者等残余財産移換通知受理書」を受けられましたら、内容を確認のうえ、業務を委託した信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又はその他の法人（以下「受託機関等」といいます。）へ「終了制度加入者等残余財産移換指図書」（各受託機関等で指定された様式）により指図を行っていただきます。なお、残余財産の移換手続きを受託機関等が行う場合は連合会からも受託機関等に「終了制度加入者等残余財産移換通知受理書」＜写＞（様式第17号）、「振込口座のお知らせ」を送付いたします。

② 移換期限

残余財産の移換は、「終了制度加入者等残余財産移換通知受理書」を受けた日の属する月の末日に行っていただきます。12月については30日を末日とします。末日が土日祝祭日のときは、その前日を末日とします。

(9) 終了制度加入者等へのお知らせ

連合会では、確定給付企業年金事業主等より残余財産の移換を受けると、移換が行われた月の翌月上旬頃に終了制度加入者等に対して、「移換完了通知書」を送付いたします。

- ★連合会では、終了制度加入者等から「移換完了通知書」が届かない旨の連絡があった場合は、随時再発行を行います。
- ★また、「移換完了通知書」が未着であった該当者は、連合会事務所掲示板および連合会ホームページに掲載します。

(10) 裁定請求について

連合会は、移換が行われた月の翌月上旬頃に、受給権が発生している方に対し、「企業年金連合会 老齢年金裁定請求書」を送付いたします。

今まで、確定給付企業年金から年金を受けていた受給者であっても、制度終了により年金を支払う保険者が変わることから、改めて裁定を行います。

- ★連合会に通知された住所で、「企業年金連合会 老齢年金裁定請求書」を送付致します。
- ★直近の正確な住所を通知されるようお願い致します。

4. 残余財産分配金のご案内文書について

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇 〇〇様

〇〇〇〇規約名称

清算人 〇〇 〇〇

制度終了に伴う分配金のご案内

拝啓、皆様には日々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、当事業所の確定給付企業年金制度は〇〇年〇〇月〇〇日を以って制度終了し、清算事務を進めてまいりました。

この度、当事業所の確定給付企業年金制度の残余財産について、解散日現在の受給者、受給待期者および加入者の皆様にそれぞれの権利に応じて分配することとなりました。

つきましては、皆様に分配金の受取方法を選択していただきたく存じます。下記の説明をお読みいただき、別紙の「分配金選択申出書」に必要事項を記入の上、〇〇年〇〇月〇〇日までに、当事業所宛までに必ずご提出下さい。

皆様には大変ご迷惑とお手数をおかけいたしますが、何卒、事情をご賢察のうえご理解いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 受取方法には3通りあります。

- (1) 一時金（一回限り）として受取る
- (2) 企業年金連合会に移換し、年金（通算企業年金）として受取る
- (3) 個人型確定拠出年金制度（iDeCo）へ移換する

2. あなた様の残余財産分配金見込額

分配金額（概算額）	:	千円
-----------	---	----

注) 現在、残余財産が最終的には確定しておりませんので、すべて概算額であり、確定額を示したものではありません。また、分配金額が1,100円以下の場合、(2)は選択できません。一時金、企業年金連合会への移換、個人型確定拠出年金制度（iDeCo）への移換は、残余財産の確定後（〇〇年〇〇月頃予定）、以下のように行います。

○ 一時金を選択される場合

各者の分配金額の確定後、当事業所が最後に年金をお振り込みした口座に入金されますが、口座を変更される場合は、「分配金選択申出書」に受取口座をご記入下さい。詳細はお振込み時期に〇〇信託銀行（生命保険会社）より「一時金の支払通知書」、「一時金の支払調書」が郵送されますのでご確認下さい。（一時金での分配金受取りは一時所得となります。確定申告が必要な場合もありますので詳細は最寄りの税務署にご照会ください。）

○ 企業年金連合会への移換を選択される場合

各者の分配金額の確定後、企業年金連合会への分配金の移換が完了すると、「移換完了通知書」が送付されます。その後、支給開始年齢到達時（性別・生年月日に応じて60～65歳）になりましたら、「企業年金連合会 老齢年金裁定請求書」が送られます。（支給開始年齢に到達した月の翌月分から支給されます。なお、すでに企業年金連合会が移換額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、分配金の移換月の翌月分から支給されます。）**なお、公的年金等に係る雑所得として年金額の多寡に係らず一律7.5%相当が課税され、復興税も併せて源泉徴収されます。（扶養親族等申告書は提出できません）**

企業年金連合会の通算企業年金を選択した場合、支給開始時期まで一時金への選択替えを行うことはできません。次頁からの『通算企業年金のご案内』をよくお読みの上、選択をして下さい。

通算企業年金につきましては、企業年金連合会規約に定められています。

企業年金連合会規約は、企業年金連合会ホームページでご覧いただくことができます。

企業年金連合会ホームページ <https://www.pfa.or.jp/>

企業年金コールセンター 0570-02-2666 （IP電話からは、03-5777-2666にお電話ください。）

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日および年末年始を除く）

通算企業年金パンフレット

https://www.pfa.or.jp/nenkin/nenkin_tsusan/files/pamph_h290401_04.pdf

通算企業年金額は年金試算シミュレーションで試算ができます。

<https://www.pfa.or.jp/chuto/shisan/chuto.php>

○ 個人型確定拠出年金制度（iDeCo）への移換を選択される場合

詳細は、国民年金基金連合会のホームページ（iDeCo公式サイト）をご覧ください。運営管理機関（受付金融機関）にお問い合わせください。

iDeCo公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp/>

国民年金基金連合会（加入中の方） 0570-003-105

イデコダイヤル（ご加入をお考えの方）0570-086-105

受付時間：平日9：00～17：00（土・日・祝日および年末年始を除く）

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇規約名称

清算人 〇〇〇〇 殿

氏 名	
基礎年金番号	
電 話 番 号	

分 配 金 選 択 申 出 書

私、_____は、分配金の受取方法を下記のとおりとします。

一時金として受け取る	
企業年金連合会へ移換し、年金（通算企業年金）として受取る	
個人型確定拠出年金制度（iDeCo）へ移換する	

} いずれか1つの受取方法に
○印を付けてください

一時金で受け取られる場合は一時所得となります。

一時金の収入金額が50万円を超える方は確定申告が必要です。

一時金として受け取ることを選択した方は、受取口座をご指定下さい。（年金受取口座と同様の場合は記入不要）

口座等名義人		フリガナ							
金融機関	金融機関名	銀行 信金 信組 農協 労金							
	支店名	本店 出張所 支店							
	預金種別	普通 当座	口座番号						
ゆうちょ銀行 （郵便貯金）	自動受取	記号	1				0	/	
		番号							

※ 上記項目をご記入のうえ、同封の封筒でご返送願います

通算企業年金(保証期間付終身年金)のご案内

通算企業年金は、当事業所が実施していた確定給付企業年金に加入していた皆様(終了制度加入者等)に分配すべき残余財産について、企業年金連合会(以下「連合会」といいます。)に移換することを選択した場合に、その移換額(以下「連合会移換額」といいます。)に基づいて支給される保証期間付終身年金です。

以下に特徴等を示しますので、よくお読みいただいたうえで、年金(通算企業年金)または一時金(分配金の一括払い)の選択をして下さい。

※企業年金連合会は厚生労働大臣の認可により設立された法人で、企業年金の通算センターとしての役割を担っています。

1. 支給開始年齢

通算企業年金は、65歳支給開始です。ただし、生年月日によって次のように60歳から64歳となる場合があります。(表1参照)また、支給開始年齢に到達した月の翌月分からの支給となります。

なお、連合会が連合会移換額を受けたときの年齢が支給開始年齢に達しているときは、分配金の移換月の翌月分から支給されます。

(表1) 支給開始年齢

【男子】

昭和28年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和28年4月2日から昭和30年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和30年4月2日から昭和32年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和32年4月2日から昭和34年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和36年4月2日以降に生まれた方	65歳

【女子】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

【坑内員(坑内員としての厚生年金の被保険者期間が15年以上ある方)】

昭和33年4月1日までに生まれた方	60歳
昭和33年4月2日から昭和35年4月1日までの間に生まれた方	61歳
昭和35年4月2日から昭和37年4月1日までの間に生まれた方	62歳
昭和37年4月2日から昭和39年4月1日までの間に生まれた方	63歳
昭和39年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた方	64歳
昭和41年4月2日以降に生まれた方	65歳

ポイント1

支給開始年齢が61歳以上の方は、60歳に達した日以降であって支給開始年齢に達する前に通算企業年金の支給開始時期を繰り上げて請求することもできます。
この場合も通算企業年金は終身支払われますが、年金額は減額されます。

2. 事務費

連合会が連合会移換額を受けたときは、①定額事務費（受付、移換完了通知書送付などに要する経費）②定率事務費（データ管理、振込手数料などに要する経費）が、移換時に連合会移換額の内から一括控除されます。

定率事務費は、連合会移換額、連合会移換額を移換する月の末日における年齢、性別および支給開始年齢に応じて異なります。

①定額事務費 → 一律 1,100 円

②定率事務費 → 上限 33,000 円

3. 保証期間

保証期間中に死亡により年金を受け取れなくなった場合、年金での受取りから一時金での受取りに代えた場合は、残りの保証期間に応じて死亡一時金や選択一時金を受け取ることができます。通算企業年金の保証期間は支給開始から80歳までとなります。ただし支給開始年齢が65歳以降の場合は次に示す保証期間となります。

65歳以降支給開始の通算企業年金の保証期間

支給開始年齢	保証期間
65歳	15年
66歳	14年
67歳	13年
68歳	12年
69歳	11年
70歳	10年
71歳	9年
72歳	9年
73歳	8年
74歳	8年
75歳	7年
76歳	7年
77歳	6年
78歳	6年
79歳	5年
80歳	5年
81歳	4年
82歳	4年
83歳	3年
84歳	3年
85歳	2年
86歳	2年
87歳以上	1年

(注)年齢に1歳未満の端数月がある場合の保証期間は次式による。

$$A\text{歳}B\text{月の保証期間} = A\text{歳の保証期間} + \{ (A+1)\text{歳の保証期間} - A\text{歳の保証期間} \} \times B / 12$$

4. 一時金

(1) 選択一時金

次に掲げるいずれかの事情がある場合には、裁定請求時または保証期間内に通算企業年金の受給に代えて選択一時金を受給することもできます。**ただし、通算企業年金の支給開始時期までは、どのような理由であっても一時金への選択替えを行うことはできません。**

- (ア) あなた又はあなたの属する世帯の生計を主として維持している方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合
- (イ) あなたが債務を弁済することが困難な場合
- (ウ) あなたが心身に重大な障害を受け、又は長期間入院した場合
- (エ) その他 (ア) ~ (ウ) に準ずる事情がある場合

ポイント2

裁定請求時に、選択一時金を選択した場合、移換から選択一時金の請求までの期間が短いと、一時金の額が連合会移換額を下回る場合があるため、連合会移換額から事務費を控除した額を最低保証額としています。

なお、裁定請求時に通算企業年金の半分(50%)を年金、半分(50%)を一時金として選択することもできます。

ポイント3

年金が支給開始された後に選択一時金を選択した場合、最低保証が適用されないため、年金支給開始から選択一時金を選択するまでの年金受取総額と選択一時金額を合わせても、連合会移換額よりも少なくなる場合があります。

もちろん通算企業年金は終身年金ですので、長生きをして年金として受け取り続けることで受取総額は連合会移換額を上回ってきます。

ご自分で試算されることをお勧めします。

(2) 死亡一時金

年金の支給開始年齢前または保証期間内に亡くなられた場合には、遺族の方に死亡一時金が給付されます。

ポイント4

年金支給開始年齢前に亡くなられた場合、選択一時金と同様に、連合会移換額から事務費を控除した額を最低保証額としています。

ポイント5

年金支給開始年齢後に亡くなられた場合、死亡一時金額の最低保証はありません。

このため、年金支給開始から亡くなられるまでの年金受取総額と死亡一時金額を合わせても、連合会移換額よりも少ない場合があります。

【参考】通算企業年金(確定給付企業年金由来)の税制および源泉徴収

(1) 移換時

残余財産分配金の連合会への移換にあたっては、非課税となります。

(2) 給付時

確定給付企業年金の残余財産分配金をもとに連合会から支給される通算企業年金は、年金の支給額の多寡にかかわらず、源泉徴収の対象となり課税されます(公的年金等控除の対象)。ただし、加入者等が負担した掛金がある場合には、その掛金に相当する額(本人拠出相当額)は給付時の課税の対象となりません。

<源泉徴収税額の計算式>

$$\begin{aligned} \text{源泉徴収税額} &= \{ \text{年金支給額}^* - \text{控除額} (\text{年金支給額}^* \times 25\%) \} \times 10\% \\ &= \text{年金支給額}^* \times 7.5\% \end{aligned}$$

*加入者等が負担した掛金がある場合には、本人が拠出した掛金に見合った額が年金支給額から控除されます。

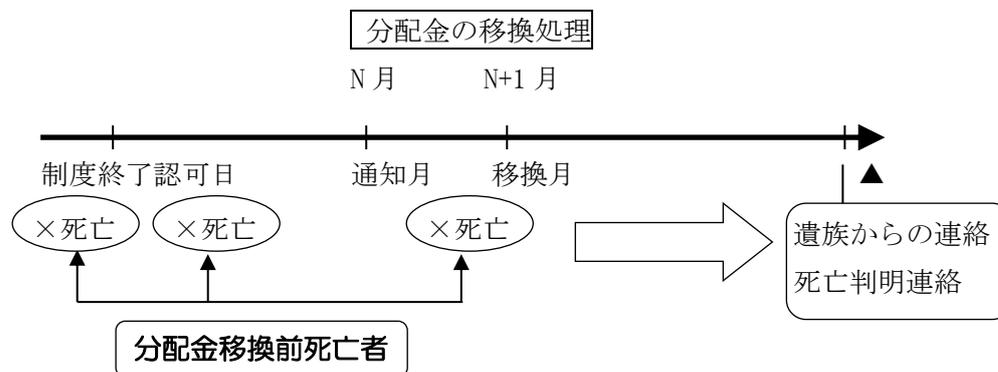
※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、2013年1月1日から2037年12月31日までの間に生ずる所得について源泉徴収税を徴収する際、「復興特別所得税」として所得税率に100分の2.1の税率を乗じて計算した率を加えて源泉徴収することとなります。

注意：税制については、今後の法律改正に伴い変更となる場合があります。

5. 残余財産分配金の移換前死亡者について

連合会に残余財産分配金が移換された者について、事後的に、遺族等からの連絡により移換前に死亡したことが判明する場合があります。

当該者については、本来、連合会には移換されるべきではなかった者であり、企業年金連合会規約には支給の要件がないため、取扱いについて下記の通りとします。



※連合会が事前に清算人に了承を得ておくことを前提に、遺族が同意した場合、連合会から遺族に残余財産分配金（事務費控除前の金額）を支払います。

※その場合、清算人には、「連合会が遺族に残余財産分配金を支払うこと」を同意していただきます。

また、遺族が連合会から残余財産分配金を受け取ることに同意しなかった場合、遺族に対しては不支給決定通知書を送付し、公告された清算人の連絡先のみ教えることとします。

<手順概要>

① 清算終了する前に、連合会は残余財産分配金を遺族に直接支払うことについて清算人から同意を得ます。（次ページ）

（得られない場合は、清算人の所在を常に連絡が取れるようにお願いします。）

また、遺族が連合会から受け取ることに同意しなかった場合、清算人に残余財産分配金を返還する旨を伝えます。）

② 連合会は、清算人の代理として、残余財産分配金を支払うことについて死亡者の遺族から同意書をいただきます。（遺族が同意を拒否した場合、清算人に残余財産分配金を返します。清算人に連絡がつかない場合は、供託することとします。）

③ 遺族に支払います。

連合会からは「振込通知書」を遺族宛に送付します。

西暦 年 月 日

企業年金連合会
年金サービスセンター長

〇〇〇〇〇 企業年金基金
(または〇〇〇〇〇〇株式会社)
清算人

押印不要です

企業年金連合会へ通知した移換前の死亡者に対する残余財産額の
返還の同意について

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第47条第1項の規定による終了制度加入者等の残余財産額の移換の通知について、清算終了後に移換前の死亡が判明した者については、清算人に代わって、企業年金連合会が、該当の終了制度加入者等の遺族に対し残余財産額について、返還することに同意します。

なお、遺族が清算人に代わって、企業年金連合会から、残余財産額について返還されることに同意しなかった場合、この限りではないことを申し添えます。

6. 各種問合せ先

○終了制度加入者（個人）からの問合せ先

事務処理の混乱を避けるため個人の方からの問合せ先については下記とさせていただきますので、ご了承下さい。

企業年金連合会

年金サービスセンター年金相談室

〒105-8772

港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10F

電話 0570-02-2666

受付時間：平日 9:00 ～ 17:00（土日・祝日および年末・年始を除く）

※IP 電話からは、03-5777-2666 にお電話ください。

個人の方からの問合せの際には、以下の項目を必ずお知らせください。

- ・基礎年金番号
- ・確定給付企業年金の名称
（「移換完了通知書」に書かれている代表事業所名称または企業年金基金名称）
- ・氏名
- ・生年月日

○終了制度加入員等に係る事務処理等について

（確定給付企業年金実施事業所又は企業年金基金の担当者からの問合せ先）

企業年金連合会

年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係

〒105-8771

港区芝公園 2-4-1 芝パークビルB館 10F

電話 03-5401-8732

FAX 03-5401-8740

メール kaisan@pfa.or.jp

7. 付録

企業年金連合会ホームページに掲載されている「年金試算シミュレーション」へのアクセス方法

年金試算シミュレーションの画面に年金試算条件を入力することにより以下の項目が表示されます。

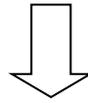
- ・年金原資(脱退一時金相当額または残余財産分配金)を企業年金連合会に移換した方が、将来終身にわたって受け取ることができる「通算企業年金」の年金額
- ・支給開始される年齢
- ・残余財産分配金を連合会に移換した時に控除される事務費

「年金試算シミュレーション」へのアクセス方法

★年金額と事務費が計算できます

① 企業年金連合会ホームページ (<https://www.pfa.or.jp>)

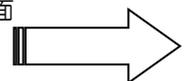
「これから年金を受給する方」をクリック

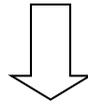


② 「年金試算シミュレーション」をクリック



裏面





③ 「年金試算条件」を入力後、「試算」をクリックする。

年金試算シミュレーション

年金原資（脱退一時金相当額、残余財産分配金、個人別管理資産）を企業年金連合会に移換した方が、将来終身にわたって受け取ることができる「通算企業年金」の年金額につきましては、下記の年金試算条件を入力いただきますと試算ができます。ご参考の上、是非とも年金化をご選択いただきますようお願いいたします。

年金原資を企業年金連合会に移換できる方

1. 加入していた厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金を脱退した方
下記の条件に該当する方で、かつ、脱退を支給理由とする一時金（年金原資）を受け取ることができる場合は、年金原資を企業年金連合会に移換することにより、将来、年金（通算企業年金）として受け取ることができます。
 - 退職などによりご自身が加入されていた厚生年金基金、確定給付企業年金、企業型確定拠出年金の加入資格を喪失した方
 - 規約で定める脱退一時金を受ける要件を満たしている方
2. 加入していた厚生年金基金または確定給付企業年金が解散・制度終了した方
解散・制度終了したことにより残余財産分配金を受け取ることができる場合は、年金原資を企業年金連合会に移換することにより、将来、年金（通算企業年金）として受け取ることができます。

年金試算条件

※数字は全て半角で入力してください。

生年月日 必須	西暦▼ 1980 年 5 ▼ 月 12 ▼ 日 （半角入力）
脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額 必須	1000000 円 （半角入力 コンマは不要）
性別 必須	<input type="radio"/> 男性 <input checked="" type="radio"/> 女性
資格喪失年月日（退職日）（注記1） または基金の解散日・制度の終了日 必須	西暦▼ 2022 年 5 ▼ 月 31 ▼ 日 （半角入力）
移換を申出する予定の年月（注記2、3、4） 必須	西暦▼ 2022 年 6 ▼ 月 （半角入力）
過去に通算企業年金として連合会に移換して そのままにしている （ポータビリティで他に移換していない） 必須	<input type="radio"/> はい <input checked="" type="radio"/> いいえ

注記1 資格喪失年月日は、規約により退職日の翌日となる場合があります。

注記2 企業年金連合会に対し脱退一時金相当額、残余財産分配金、個人別管理資産の移換を申出する予定月。

注記3 15日を過ぎて申出する場合は、翌月を入力してください。

注記4 移換申出年月の翌月が移換年月（実際に年金原資を移す年月）となります。

◀ キャンセル

▶ 試算

- ④ 「年金額」、「支給開始年齢」、「事務費額」の試算結果が表示されます。

年金試算条件

生年月日	: 西暦1980年5月12日
脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額	: 1,000,000円
性別	: 女
資格喪失年月日（解散・制度終了認可年月日）	: 西暦2022年5月31日
予定移換申出年月	: 西暦2022年6月
連合会への移換	: いいえ

年金試算結果

支給開始年齢時の年金額 (年間の支払額) (注記1)	54,734円	支給開始年齢 (支給開始時期) (注記2)	65歳
移換時の年齢	42歳2ヶ月	移換時の適用利率	1.25%

注記1 ・支給開始年齢から生涯にわたってお受け取りいただけます。
 ・80歳前に亡くなられた場合は、残りの期間分の一時金が遺族に支給されます。
 ・この年金額から更に下記の事務費が控除されることはありません。

注記2 [生年月日等に応じた支給開始年齢](#)を超えて移換された場合は、移換された月に年金の受給権が発生するため、移換された月の翌月分から年金が支給されます。

脱退一時金相当額、 残余財産分配金、個人別管理資産の額	1,000,000円	移換時に控除する事務費額 (注記3)	21,870円
--------------------------------	------------	-----------------------	---------

注記3 移換時に一括して控除させていただくものであり、毎年、控除されるものではありません。

※通算企業年金の給付設計の詳細については[こちら](#)

※事務費の詳細については[こちら](#)

※上記の年金試算結果は、上記の支給開始年齢を前提にしています。60歳から支給開始年齢に達するまでの間に繰上げ請求した場合は、上記の年金額より減額された額となります。

⇒ 繰上げ請求後の通算企業年金額を試算したい場合は[こちら](#)

⇒ 繰上げ請求については[こちら](#)

確定給付企業年金の残余財産移換等事務 事務処理要領

平成17年10月	初版
平成18年11月	第2版
平成19年 1月	第3版
平成20年 8月	第4版
平成20年12月	第5版
平成21年 6月	第6版
平成22年 9月	第7版
平成24年 4月	第8版
平成26年 4月	第9版
平成28年10月	第10版
平成30年 5月	第11版
令和 2年 6月	第12版
令和 3年 1月	第13版
令和 4年 6月	第14版

発行 企業年金連合会 年金サービスセンター 年金記録課 年金記録係

〒105-8771 港区芝公園 2-4-1

芝パークビルB館 10階

電話 03-5401-8732

FAX 03-5401-8740

E-MAIL kaisan@pfa.or.jp